

第 2 1 回八幡市農業委員会議事録

令和 7 年 4 月 7 日（月） 午後 2 時 0 0 分

八幡市役所 5 階 会議室 5－1

八幡市農業委員会長 奥 村 芳 治

前書は令和 7 年 4 月 7 日開催の第 2 1 回八幡市農業委員会総会の
議事録に相違ないことを承認します。

署名委員 （奥村 芳治） _____

署名委員 （西村 忠雄） _____

署名委員 （符川 亮 ） _____

案 件

議案第 65 号 農地法第 3 条許可申請審議の件
議案第 66 号 農地法第 5 条許可申請審議の件
議案第 67 号 非農地証明願い承認の件
議案第 68 号 地目変更申請願い承認の件
議案第 69 号 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画策定の要請について
議案第 70 号 農地売買等事業による農用地利用集積等促進計画策定の要請について

出席農業委員

畑中 邦夫	関東 豊則	西川 吉之	古里 治彦
北川 邦彦	西村 忠雄	符川 亮	金谷 泰宏
奥村 芳治	前田 孝文	西川 茂男	猪飼 美和子

欠席 辻 典彦

出席農地利用最適化推進委員

上野 信昭	伊澤 治彦	山田 晃嗣	金森 一幸
關西 保博	小里 隆信	堀口 雅智	

欠席 佐野 富彦

事務局

近藤 茂雄	津田 誠樹	梶浦 靖人
-------	-------	-------

議 長
(奥村会長)

ただ今から、第 2 1 回八幡市農業委員会総会を開催いたします。
本日の農業委員の出席は、12 名ですので、本総会は成立しております。
本日の会期は午後 2 時から午後 5 時までとします。
次に、議事録署名人の選任ですが、議席番号順となっておりますので、
本日の署名委員さんについては、議席番号 7 番 西村 忠雄 委員と議席
番号 8 番 符川 亮 委員にお願いします。

議 長	それでは、議事に入らせていただきます。 まずはじめに、「議案第 65 号 農地法第 3 条許可申請審議の件」を議 題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	議案第 65 号農地法第 3 条許可申請審議の件についてご説明申し上げ ます。 譲渡人、譲受人については議案書をご参照願います。 NO 1 申請物件所在 岩田竹綱 地目 田、面積 1,562 m ² 他 2 筆 NO 2 申請物件所在 下奈良北浦 地目 田、面積 19 m ² 他 2 筆 でございます。 (法説明) NO 1、NO 2 譲受人それぞれにつきまして、農業経験や労働力、農 機具の所有状況等から問題ないものと考えます。 また、今回の案件は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないと思わ れますので、許可要件は満たしているものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	さる 3 月 2 5 日に農業振興部会を開催し、議案第 65 号の案件につ きまして協議した結果、部会としては異議はございません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第 65 号 農地法第 3 条許可申請 審議の件」につきましては、許可することといたします。
議 長	次に「議案第 66 号 農地法第 5 条許可申請審議の件」を議題といた します。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	議案第 66 号 農地法第 5 条許可申請審議の件につきましてご説明申 し上げます。 NO 1 申請物件所在 内里宮ノ前 地目 田、面積 119 m ²

	転用目的は、露天駐車場、一時転用で許可後3年間でございます。 NO2 申請物件所在 下奈良蜻蛉尻 地目 田、面積1,494㎡ 転用目的は、露天駐車場でございます。 NO3 申請物件所在 八幡石不動 地目 畑、面積1,071㎡他3筆 転用目的は、景観保全及び法面保護の為に植林でございます。 (法説明) NO1の案件につきましては、新名神高速道路工事施工に伴う工事現場事務所用駐車場として利用することを目的とした一時転用で、転用期間は許可日より3年です。農地法第5条第2項ただし書き農地法施行令第11条第1項第1号イに基づく一時的な利用に供するものであり、利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実に認められることから、許可相当と考えます。 NO2の案件につきましては、市街化調整区域にある農地で、農地法第5条第2項第1号ロに規定する区域であり、許可基準に定めるその他市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、許可相当と考えます。 NO3の案件につきましては、3月総会で4条許可申請が継続審査となった案件で、4条許可申請を取り下げ、隣接する市街化区域の土地所有者が、景観の保護と法面の保護を目的とした植林を行うため、5条許可申請を提出されたものです。市街化調整区域にある農地で、農地法第5条第2項第1号ロに規定する地域であり、許可基準に定めるその他市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、許可相当と考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして農地転用部会のご意見をお伺いします。
農地転用 部会長	議案第66号の案件につきまして、3月31日に農地転用部会を開催し協議した結果、異議はございません。
議 長	農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第66号 農地法第5条許可申請審議の件」につきましては、本委員会として許可相当である旨の意見書を附して、京都府知事に進達いたします。
事務局	次に「議案第67号 非農地証明願い承認の件」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。 議案第67号 非農地証明願い承認の件についてご説明申し上げます。 願出人につきましては議案書をご参照願います。 願出物件所在 内里河原 地目 畑、面積279㎡ 願出理由は、平成2年より宅地として使用しているためでございます。

	す。 本件につきましては、平成２年より宅地として使用しているため、非農地証明願いの承認については問題がないものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして農地転用部会のご意見をお伺いします。
農地転用 部会長	議案第 67 号の案件につきましても、農地転用部会としては異議はございません。
議 長	農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第 67 号 非農地証明願い承認の件」につきましては、承認することといたします。 次に「議案第 68 号 地目変更申請願い承認の件」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	議案第 68 号 地目変更申請願い承認の件についてご説明申し上げます。 願出人につきましては議案書をご参照願います。 願出物件所在 岩田松原 地目 田、面積 1,897 m² 変更理由は、畑として使用するためでございます。 本件につきましては、野菜を生産するため、盛土を行われるものであり、申請については問題ないものと考えております。
議 長	ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	議案第 68 号の案件につきましても農業振興部会としては異議はございません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第 68 号 地目変更申請願い承認の件」につきましては、許可することといたします。 次に「議案第 69 号 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画策定の要請について」を議題といたします。 委員の皆さまにお伺いします。本件につきましては議事の進行上、朗読

	の一部を省略し、委員の案件以外は一括での審議をしたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第 69 号 農用地利用集積等促進計画策定の要請について」でございますが、NO 1、まずはじめに借り手が「〇〇」になっている案件を議題といたします。 本件につきましては、〇〇委員に関係がありますので、〇〇委員の退室をお願いします。 (〇〇委員 退室)
事務局	それでは事務局に朗読説明を求めます。 本件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会の議決を求めるものです。農地所有者が中間管理機構に農地を貸し付け、耕作者は中間管理機構から農地を借り受ける内容となっております。 内容については、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定しています条件を満たしているものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	ただ今の案件につきまして、NO 1につきましては部会として異議はありません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第 69 号 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画策定の要請について」のうち、NO 2、3、4、借り手が「〇〇」になっている件につきましては、農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することと致します。 それでは〇〇委員の入室をお願いします。 (〇〇委員 入室) 次に議案第 69 号 のうち、借り手が「〇〇」氏になっている案件を議題といたします。 本件につきましては、〇〇委員に関係がありますので、〇〇委員の退室をお願いします。 (〇〇委員 退室) それでは事務局に朗読説明を求めます。

事務局	本件につきましても、内容については、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定しています条件を満たしているものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	ただ今の案件につきまして、NO 2、3、4につきましても異議はありません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第 69 号 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画策定の要請について」のうち、NO 5、6、借り手が「〇〇」氏になっている件につきましては、農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することと致します。それでは〇〇委員の入室をお願いします。 (〇〇委員 入室)
	次に議案第 69 号 のうち、借り手が「〇〇」氏になっている案件を議題といたします。 本件につきましては、〇〇委員に関係がありますので、〇〇委員の退室をお願いします。 (〇〇委員 退室)
	それでは事務局に朗読説明を求めます。
事務局	本件につきましても、内容については、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定しています条件を満たしているものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	ただ今の案件につきまして、NO 5、6につきましても部会として異議はありません。
議長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第 69 号 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画策定の要請について」のうち、NO 7、8、借り手が「〇〇」氏になっている件につきましては、農地中間管理

	機構に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することと致します。それでは〇〇委員の入室をお願いします。 (〇〇委員 入室) 次に議案第 69 号 のうち、借り手が「〇〇」氏になっている案件を議題といたします。 本件につきましては、〇〇委員に関係がありますので、〇〇委員の退室をお願いします。 (〇〇委員 退室) それでは事務局に朗読説明を求めます。
事務局	本件につきましても、内容については、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定しています条件を満たしているものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	ただ今の案件につきまして、NO 7、8につきましても部会として異議はありません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第 69 号 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画策定の要請について」のうち、NO 9、借り手が「〇〇」氏になっている件につきましては、農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することと致します。それでは〇〇委員の入室をお願いします。 (〇〇委員 入室) 次に議案第 69 号 のうち、借り手が「〇〇」氏になっている案件を議題といたします。 本件につきましては、〇〇委員に関係がありますので、〇〇委員の退室をお願いします。 (〇〇委員 退室) それでは事務局に朗読説明を求めます。
事務局	本件につきましても、内容については、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定しています条件を満たしているものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして農業振興部会のご意見をお伺いします。

農業振興 部会長	ただ今の案件につきまして、NO 9につきまして部会として異議はありません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第 69 号 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画策定の要請について」のうち、NO 10、11、借り手が「〇〇」氏になっている件につきましては、農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することと致します。それでは〇〇委員の入室をお願いします。 (〇〇委員 入室) 次に議案第 69 号 のうち、借り手が「〇〇」氏になっている案件を議題といたします。 本件につきましては、〇〇委員に関係がありますので、〇〇委員の退室をお願いします。 (〇〇委員 退室) それでは事務局に朗読説明を求めます。
事務局	本件につきましても、内容については、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定しています条件を満たしているものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	ただ今の案件につきまして、NO 10、11につきましても部会として異議はありません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第 69 号 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画策定の要請について」のうち、借り手が「〇〇」氏になっている件につきましては、農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することと致します。それでは〇〇委員の入室をお願いします。 (〇〇委員 入室) 次に「議案第 69 号 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画策定の要請について」の残りの案件を一括で議題とします。

	それでは事務局に朗読説明を求めます。
事務局	NO12からNO54までの残りの案件につきましても、内容については、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定しています条件を満たしているものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	ただ今の案件につきまして、NO12からNO54までにつきましても部会として異議はありません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	異議がないようですので、「議案第69号 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画策定の要請について」についての残りの案件につきましても、農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することと致します。 次に「議案第70号 農地売買等事業による農用地利用集積等促進計画策定の要請について」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	議案第70号農地売買等事業による農用地利用集積等促進計画策定の要請についてご説明申し上げます。 譲渡人、譲受人については議案書をご参照願います。 申請物件所在 内里牛池 地目 田、面積305㎡他6筆 (法説明) 本件につきましては、農地中間管理機構の特例事業である農地売買等事業を活用し農地の売買を行うものでございます。譲渡人については農業経験や労働力等から問題ないものと考えております。事業要件(認定農業者、農用地区域内の農用地等)につきましても満たしているものと考えます。 また、今回の案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われますので、許可要件は満たしているものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	議案第70号の案件につきまして、部会としては異議はございません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。

委員一同	(異議ナシ)
議 長	異議がないようですので、「議案第70号 農地売買等事業による農用地利用集積等促進計画策定の要請について」について、農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計の作成を要請することと致します。 以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。 なお、報告事項がございますので、事務局から報告願います。
事務局	「農地法第4条届出書について」 農地法第4条届出書は、露天駐車場への転用目的で2月13日に届け出があり、2月26日に受理通知を行いました。 「農地法第5条届出書について」 農地法第5条届出書は、住宅建築の転用目的で、2月13日に2件の届け出があり、それぞれ2月26日に受理通知を行いました。 「合意解約通知書について」 合意解約通知書についてはNO1が2月20日に、NO2が3月14日にそれぞれ合意解約をされています。 「生産緑地のあっせん依頼について」 美濃山ヒル塚 76 他2筆につきまして、主たる従事者の故障により所有者から市の方へ買い取り申し出をされましたが、市は買い取らない旨を本人に通知されると同時に、生産緑地法第17条の2の規定によりまして本委員会斡旋依頼があったものです。 今後、農地取得を希望される農家がおられる場合は、事務局にお問い合わせください。 「農地法第4条申請取り下げ願いについて」 申請人の事情により、農地法第4条申請の取り下げ願いが3月14日に提出されました。
議 長	これをもちまして、第21回八幡市農業委員会総会を終了します。